

委員会提出議案第1号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月14日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 佐藤 尚史

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成4年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、第19条第1項の規定による秘密会、第22条第1項の規定による公聴会及び第28条の規定により参考人が出席する委員会を開催する場合は、この限りでない。

第18条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

第19条第1項ただし書を削る。

第22条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改め、同条第2項中「あらかじめ」を「前条の規定により」に改める。

第25条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年5月29日から施行する。

提案の理由

議会の手続のオンライン化・デジタル化に伴う意見を述べようとする者の申出に係る規定、代理人又は文書による意見の陳述に係る規定及び記録に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

委員会提出議案第 2 号

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 1 4 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 佐 藤 尚 史

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則

相模原市議会会議規則(昭和 4 2 年相模原市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「会議の議題となつた」を削り、「議会の承認を要する」を「当該事件又は動議が、会議の議題となる前にあつては議長の許可を、会議の議題となつた後にあつては議会の許可を得なければならない」に改め、同条第 2 項中「承認を求めよう」を「許可を得よう」に、「承認を得て」を「許可を得て」に改める。

第 1 9 条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 2 6 条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 2 7 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 2 9 条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知について必要な事項は、議長が定める。

第 3 5 条第 1 項中「紹介議員」の次に「。第 3 項において同じ。」を加え、「聞き」を「聴き」に改める。

第 5 2 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「または」を「、又は」に、「越えて」を「超えて」に改める。

第59条第2項中「その」を「質問の」に、「文書で通告し」を「発言通告書で提出し」に改める。

第67条の見出し中「起立又は挙手」を「起立等」に改め、同条第1項中「とろうとする」を「採る」に、「を起立」を「を起立させ、」に、「、起立」を「、起立し、」に、「挙手をした」を「挙手した」に改め、同条第2項中「起立若しくは挙手をした」を「起立し、若しくは挙手した」に、「とら」を「採ら」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項及び第73条(簡易表決)ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより、表決を採ることができる。

4 前項の電子採決システムにより表決を採る場合は、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

第71条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「および」を「及び」に改め、「効力)」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第77条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改め、同条第2項中「あらかじめ」を「前条の規定により」に改める。

第82条第1項中「通り」を「とおりに」改め、同項第1号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第2号及び第3号中「および」を「及び」に改め、同項第8号中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同項第10号中「および」を「及び」に改め、同項第14号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加え、「速記する」を「記録する」に改める。

第83条中「印刷又は電磁的記録によつて作成し、」を削る。

第90条の2中「。以下「条例」という。」を削る。

第95条中「会議の議題となつた」を削り、「委員会の承認を要する」を「当該動議が、会議の議題となる前にあつては委員長の許可を、会議の議題となつた後にあつては委員会の許可を得なければならない」に改める。

第110条第1項中「すべて」を「全て」に、「または」を「、又は」に、「越えて」を「超えて」に改める。

第111条第1項中「または」を「又は」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第112条中「発言しようとする」を「発言する」に改める。

第117条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「、又

は」に、「の訂正をする」を「を訂正する」に改める。

第123条の見出し中「起立又は挙手」を「起立等」に改め、同条第1項中「とろうとする」を「採る」に、「を起立」を「を起立させ、」に、「、起立」を「、起立し、」に、「挙手をした」を「挙手した」に改め、同条第2項中「起立若しくは挙手をした」を「起立し、若しくは挙手した」に、「とら」を「採ら」に改める。

第127条中「、または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に、「および投票箱」を「及び投票箱」に、「および投票の」を「及び投票の」に、「、および」を「第1項から第3項まで及び」に改める。

第131条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が、会議の議題となる前にあつては議長の許可を、会議の議題となつた後にあつては議会の許可を得なければならない。

第134条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第136条中「または」を「又は」に、「その内容が請願に適合する」を「必要があると認める」に改める。

第139条中「または」を「又は」に改める。

第141条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第141条 前条の規定による決定の本人への通知について必要な事項は、議長が定める。

第143条中「または」を「又は」に、「外とう、えり巻、つえ、かき」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席において必要と認められる物であつて、議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第148条の見出し中「配布許可」を「配布等の許可」に改め、同条中「資料、文書等」を「資料等」に、「配布する」を「配布し、又は提示する」に改める。

第152条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰の動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第159条を第161条とし、第9章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第159条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨について議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(第13条(議案の提出)第3項、第19条(日程の作成及び配布)、第63条(答弁書の配布)、第83条(会議録の写しの提供)及び第132条(請願文書表の作成及び配布)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイ

ルへの記録がされた時又は議会等が当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第160条 この規則の規定(第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第71条(選挙規定の準用)及び第127条(選挙規定の準用)において準用する場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの

規則の規定により文書等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年5月29日から施行する。

提案の理由

議会の手続のオンライン化・デジタル化に伴う規定の改正、電子採決システムの導入に伴う規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。